

広島県告示第五百十八号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設から次のとおり変更の届出があつた。

令和六年五月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 養成施設の名称及び所在地

1 養成施設の名称

- (一) 福山大学生命工学部生物科学科食品衛生コース
  - (二) 福山大学生命工学部健康栄養科学科食品衛生コース
- 2 所在地

広島県福山市東村町字三蔵九八五番地の一

二 変更事項及び内容

1 変更事項

養成施設の名称

2 変更内容

変 更 後	変 更 前
一 福山大学生命工学部生物科学科食品衛生コース 二 福山大学生命工学部健康栄養科学科食品衛生コース	一 福山大学生命工学部生物工学科食品衛生コース 二 福山大学生命工学部生命栄養科学科食品衛生コース

三 変更年月日

令和六年四月一日